

HACCPかわらばん vol. 20

～研修会のお知らせ～

令和2年(2020年)7月31日
長野県健康福祉部食品・生活衛生課

食品等事業者向けコーデックスHACCP導入研修会

平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年6月1日に HACCP に沿った衛生管理に関する内容が施行されました。これにより、過措置期間を含め令和3年6月1日までに、原則全ての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理を行う必要がある。HACCP に沿った衛生管理の制度の枠組みの中で、食品衛生法施行令第34条の2に規定する営業者(小規模な営業者等)以外の食品等事業者は、「HACCP に基づく衛生管理」(コーデックスの HACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う方法)の遵守が求められます。

このたび長野県では、円滑に「HACCP に基づく衛生管理」の導入を進めるために、コーデックス HACCP の基礎的な知識を身につけることを目的として、研修会を開催します。

1 受講対象者

「HACCP に基づく衛生管理」※(コーデックス HACCP の7原則に基づく衛生管理)の導入を検討又は導入を進めている食品等事業者

※一の事業所において、食品の製造又は加工に従事する者の総数が50名以上の事業者の皆さまに取り組みいただく必要があります(飲食店や併設された店舗での小売販売のみを目的とする場合などは除く)。

なお、小規模事業者や飲食店などの皆さまは、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」(各業界団体が作成する手引書を参考に簡略化されたアプローチによる衛生管理)による対応が可能であり、今回の研修内容とは異なります。

2 研修内容、開催日時及び場所

研修は以下のとおり前編と後編に分けて開催しますので、HACCP の導入状況に応じてご参加ください。

【前編】HACCP の手順1～手順6を中心とした講義、机上演習及び個別相談会

【後編】HACCP の手順7～手順12を中心とした講義、机上演習及び個別相談会
(個別相談は各施設20分程度)

開催日時及び場所等の詳細は別表をご覧ください。

3 申し込み方法

ながの電子申請サービスまたは別紙受講申込書によりお申し込みください。

4 その他

過去に開催した本研修の資料等はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/haccp/haccp.html>

お問い合わせ先

長野県健康福祉部食品・生活衛生課 (担当: 高井、飯塚)

電話: (026) 235-7155 (直通)、(026) 232-0111 (内線2657、2658)

FAX: (026) 232-7288 E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp

(別表) 開催日時及び場所等

【前編】

開催日	日程	場所	定員	申込期間
令和2年 9月25日(金)	10:00～ 開会 挨拶 10:05～ 講義 机上演習	長野県庁講堂 (長野市大字南長野字幅下 692-2)	各回 10施設 ～ 15施設	8月3日 から 8月31日 まで
9月29日(火)	12:00～ 昼休憩 13:00～ 個別相談 個別作業 15:00 閉会	松本合同庁舎 502 会議室 (松本市大字島立 1020)	1施設 1名まで	
<申し込み方法> 別紙2の受講申込書				

【後編】

開催日	日程	場所	定員※	申込期間
令和2年 12月頃	前編と 同じ	東北信地区(場所未定)	各回 10施設 ～ 15施設	11月頃から
令和2年 12月頃		中南信地区(場所未定)	1施設 1名まで	11月頃から
<申し込み方法> 別紙2の受講申込書				
開催日及び場所については10月上旬を目処に以下ホームページで案内する。 http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/haccp/haccp.html				

※なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、研修会の開催を中止することがあります。

定員を超えた場合は、HACCPの導入状況等を考慮して選考させていただきます。

受講の可否及び受講の際の連絡事項等については、開催日2週間前を目処に、ご担当者様あて電子メール又はFAXにより連絡します。